

「暮らしの税情報（令和7年度版）」正誤表

訂正箇所	誤	正
41 ページ 「申告の内容を間違えていたとき」「(更正の請求ができる期間)」	(更正の請求ができる期間) 原則として法定申告期限から5年以内です。 【令和6年分の個人の確定申告(還付申告は除きます。)の場合】 所得税…令和12年3月15日(金)まで 個人事業者の消費税及び地方消費税…令和12年4月1日(月)まで	(更正の請求ができる期間) 原則として法定申告期限から5年以内です。 【令和6年分の個人の確定申告(還付申告は除きます。)の場合】 所得税…令和12年3月18日(月)まで 個人事業者の消費税及び地方消費税…令和12年4月1日(月)まで